



岬 シ 第 37 号

令和6年2月28日

岬町長 田 代 堯 様

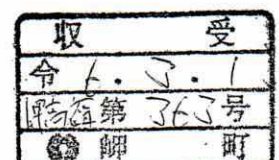
一般社団法人岬町シルバー人材センター

理事長 見 先 秀 隆



当センターに係る「府民の声」の詳細について（報告）

令和6年1月11日付岬高福第297号で通知のあった標記について、別紙のとおり報告します。



④「府民の声」に記載はないが、東畑のいきいきパーク内の太陽光発電施設内の草刈りで発生したフェンスの破損修理の保険処理に関し、修理箇所の確認と請求額など会計処理について調べがあった。

⑤また、府民の声に記載はないが、センター業務で発生した鉄くずの処分について、売却代金の一部を前局長が着服したというものです。後日、差額については前局長から返還されています。これについては、資料番号4、指導書の1に記載されています。

⑥また、府の検査項目以外で、「府民の声」の内容のうち、府道の草刈りにおいて、警備員を配置していないにもかかわらず、警備員の日報を作成し、警備員の費用を不正に請求したというもの。

(府民の声の内容)

①会員所有のパッカー車（この会員は、みさき公園が閉園した後も、岬町から園内の草刈りや清掃業務の委託を受け、園内の除草や清掃で発生したごみをパッカー車で処理場に搬入し、その処分代は無料となっている。）を使用し、いきいきパーク内の太陽光発電施設内と外周の草刈り業務で発生した刈草をパッカー車に積み込み、処分代を無料にした。無料になった処分代はセンターに収入されている。この処分代は、後日、パッカー車の所有者から既に処理場に支払いを済ませています。

これについて、センター職員がパッカー車で処分するよう指示したということはありません。また、現在、センターが受注する草刈業務の処分代金は、別料金として精算しており、パッカー車を使うことはありません。

②前局長による会員への業務発注、業務従事に関し、前局長は会員として、休日に草刈作業を行っていたことは事実です。また、会員への仕事の発注の多くを前局長が振り分け、高木の伐採や作業内容により班を選択し、自身が作業に従事していた。業務受注代金に含まれる配分金以外の事務費や消費税分は、すべてセンターの収入となっており、前局長がピンハネしたということはない。

また、見積り額の配分金と、支払配分金に違いのあるものがあるが、その差額を前局長がピンハネしたということはなく、すべて、センターの収入となっている。また、勤務時間内に前局長が事務員を同行させ作業したことはあります。

③センターで使用する備品や消耗品を、前局長名義のクレジットカードで購入したことは事実です。その購入に伴い付与されたポイントを私物購入に充てていたというもの。前局長名義のカードにおける付与ポイント、使用ポイント及びポイントの用途は、個人名義のため内容の調査はできませんでした。現在、理事長名義のカードを作成しているが、カードを使用した購入は行っておりません。

④太陽光発電所内のフェンス修理に伴う保険金について。太陽光発電施設内の草刈りにおいて、フェンス下部のネット部分に草刈刃が接触し、フェンス破損及びアース線切断の事故が発生しました。フェンスの破損74カ所、アース線切断2カ所を特定し、既に保険による補修を行っています。破損個所の水増しやフェンスを取

②

①

岬シ第 36 号
令和6年2月28日

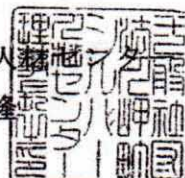
公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会

会長 河 村 寛 之 様

事務局長 花 野 勝 利 様

一般社団法人岬町シルバー人材センター

理事長 見 先 秀 隆



令和4年12月7日付け「府民の声」に対する
大シ協事務局長あて回答書の修正について

大寒の候 貴職ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当センターの事業運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和4年11月14日当センター会員から府民の声にお問合せのあった事項について、同年12月7日付にて回答させていただいております。

しかし、回答内容に不備がありますので、改めて次のとおり回答いたします。大変ご迷惑をおかけいたしましたことお詫びいたします。

※○印に「府民の声」の内容を抜粋記載しています。

○シルバー人材センター職員指示で、シルバー人材センターで依頼を受けた個人宅での除草作業で出た草殻の処分を、会員のパッカー車を無料で使い、現在岬町が管理している岬公園のごみとして岬町の美化センターへ持ち込み、無料で処理している。不正に気が付いたシルバー事務局員からの相談を受けて、私がこの件を知ることになった。

・草殻の運搬について、前局長からパッカー車を使用する旨の指示がありました。← ①

・パッカー車を有料で使用したことはあります。

・東畑のいきいきパーク内の太陽光発電施設内と外周の草刈りで発生した刈草を、無料で搬入できるパッカー車に積み込み、処分代を無料にしたことがあります。この処分代はセンターに収入されています。後日、パッカー車の所有者を通じて既に処理場に支払いを済ませております。

・現在、依頼作業で出た草殻の処分代金は有料で、草刈作業代金とは別料金として精算し、依頼者に請求しています。

り換えていないなど、保険金受取に疑義があるというものです。説明会までに、センター職員にて施設内に入り、すべてのフェンスの現状を確認しました。フェンスの下部が傷んでいる箇所が数カ所ありました。フェンスの張り替え時に、補修するフェンスのテープを張って目印を付け、補修後はテープをはがしているため、傷んでいるフェンスが張り替えたものかどうか、保険対象としたフェンスを特定することができませんでした。エナジーの管理者にもその旨を報告しています。

⑤センターで請け負った倉庫撤去業務で発生した鉄くずを、前局長が処分業者に売却し、その代金の一部を着服したというもの。すでに、着服した金額はセンターに返還されています。これについて、大阪府会計検査による指導書において、職員による横領が発覚と記載されたもの。

⑥府道の草刈りにおける警備員配置について、令和元年度から深日ロータリーから小島までの府道の草刈りを請け負い、令和2年度から、ロータリーから府道岬加太港線に加え、木ノ本線の草刈りを請け負っています。

【契約額】 R1:1,164,350 円 R2:4,067,800 円 R3:5,141,400 円 R4:5,369,100 円
R5:5,501,100 円

警備員は令和3年度から配置しています。令和4年度において、町の積算による警備員数に対し、配置警備員数が少ないと思い、警備会社に警備日報をもらい、センターで日報に書き込んで作成し、町に報告書を提出したことがありました。しかし後に、実数警備員数が積算数を満たしていたことから、センターで作成した日報を差し替えています。各年度において業務を完了し、契約金額は全てセンターに入っており、不正な請求はありません。

(大シ協への改訂回答)

前述の大シ協への回答の不備に対し、令和6年2月28日付をもって全会員あてに別紙のとおり改訂回答書を送付したことを報告いたしました。

以上、「府民の声」の概要とこれまでの経過です。

なお、前局長による横領について、会員あて文書にも記載のとおり、令和5年12月7日泉南警察に告訴状を提出し、同日受理されております。

納入通知書 - 領収証書									
口座番号		00990-0-961025		加入者名		岬町会計管理者			
納入者	氏名	岬町ミルバー人材セクター 様							
年度	令和4年度	会計	1	一般会計					
所屬事業名	と	施設							
金額	項目		目						
15	2		2						
2	1								
金額	百万		466000						
内容	令和4年6月15日搬入2台660kgごみ処分手数料								
納期	年 月 日								
納入場所	1. 岬町役場会計課又は主管課 2. 下記の金融機関 池田泉州銀行・紀陽銀行・大阪泉州農業協同組合 りそな銀行・大阪信用金庫・関西みらい銀行 きのくに信用金庫 近畿2府4県（大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）のゆうちょ銀行・郵便局								
上記の金額を納期限までにお支払ください。									
発行日 年 月 日									
岬町 長									
(納入者保管)									
領収日付印									
04.6.15									

納入通知書 - 領収証書									
口座番号		00990-0-961025		加入者名		岬町会計管理者			
納入者	氏名	岬町ミルバー人材セクター 様							
年度	令和4年度	会計	1	一般会計					
所屬事業名	と	施設							
金額	項目		目						
15	2		2						
2	1								
金額	百万		456000						
内容	令和4年6月15日搬入2台560kgごみ処分手数料								
納期	年 月 日								
納入場所	1. 岬町役場会計課又は主管課 2. 下記の金融機関 池田泉州銀行・紀陽銀行・大阪泉州農業協同組合 りそな銀行・大阪信用金庫・関西みらい銀行 きのくに信用金庫 近畿2府4県（大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）のゆうちょ銀行・郵便局								
上記の金額を納期限までにお支払ください。									
発行日 年 月 日									
岬町 長									
(納入者保管)									
領収日付印									
04.6.15									

「令和4年度 自衛官募集主管課長等会議」より抜粋
(令和4年7月 大阪府総務部市町村局行政課)

3. 市町村のみなさまにおれ申し上げたい事項②

【継続的な募集対象者情報の紙媒体等での提供】

- ・ 自衛官または自衛官候補生の募集に関し、住基情報の中から募集に必要な情報（氏名、住所、生年月日及び性別）を紙媒体または電子媒体により、提供していただくもの。
- ・ 自衛隊法第97条及び同施行令第120条が根拠。
- ・ 令和3年2月5日付け防衛省・総務省の連名通知（防人育第1450号・総行住第12号）にて、「市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であること」を明確化。
- ・ 採用試験時のアンケート調査にて、自衛隊からのダイレクトメールが志願の動機となったとの回答あり。
- ・ 令和3年度：**20**／43団体 ⇒ 令和4年度：**43**／43団体（R4.7時点）

3. 市町村のみなさまにおれ申し上げたい事項 ②

【継続的な募集対象者情報の紙媒体等での提供】

- ・ 自衛官または自衛官候補生の募集に関し、住基情報の中から募集に必要な情報（氏名、住所、生年月日及び性別）を紙媒体または電子媒体により、提供していただくもの。
- ・ 自衛隊法第97条及び同施行令第120条が根拠。
- ・ 令和3年2月5日付け防衛省・総務省の連名通知（防人育第1450号・総行住第12号）にて、「市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であること」を明確化。
- ・ 採用試験時のアンケート調査にて、自衛隊からのダイレクトメールが志願の動機となったとの回答あり。
- ・ 令和4年7月時点で、**大阪府内全43市町村**から提供の同意をいただいております。



竹原 伸晃

3日 ・ 🌐

R4.5.9 🇯🇵 🇯🇵 地方議員にできることは 🇯🇵 🇯🇵

本日10:40 岬町役場正副議長室に『自衛隊大阪地方協力本部』より、柳本部長、近森募集企画室長他5名が来られ、表敬を受けました。

その後11:00～2階へ移動し、町長室で田代堯岬町長、松井しあわせ創造部長に向け、18歳と22歳の名簿提出の件について依頼し、町長と部長より懸念される事案についての対応の説明を受け、他の自治体同様に岬町も協力する事を見守らせていただきました。

大規模な災害発生や、戦争紛争の抑止力について、自衛隊にはまだまだ無理な(みんなの嫌がる)役目を果たしてもらわなければなりません。現時点での課題は、少子化による人員不足との事から、岬町で自衛隊員募集に対する協力は惜しんではいけないと思っています。

今回田代町長が良き判断をいただきましたので、私の役割も少し果たせたのかなと思います。

リンクは協力本部のHPです。この機会に1度見ていただきたいと思います。



陸海空自衛官

採用試験受付中!

「自衛隊 大阪」

で検索



自衛隊大阪地方協力本部